

バイアウト制度に関する国際日本文化研究センターの基本方針

令和2(2020)年10月22日

標記のことについて、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年5月22日研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせ（以下、「バイアウト制度に関する申し合わせ」という。))により、研究代表者本人の希望により、直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出が可能となった。

本制度は令和2年度以降、各資金配分機関が新たに公募を開始するものに適用され、順次具体的な手続きが示されているところであり、それに際して、本センターの基本方針を下記のとおりとする。

1. 概要

バイアウト制度に関する申し合わせに基づき、研究プロジェクトに専念できる時間の拡充を図り、当該研究プロジェクトの一層の進展に資することを目的に、研究教育職員が担う業務のうち研究以外の業務の代行に係る経費を競争的研究費の直接経費から支出することを可能とするもの。

2. 対象事業等について

(1) 対象事業

文部科学省が所管する競争的研究費の事業のうち、公募要領等において、その実施を認めているものとする。

(2) 代行できる業務の対象

代行できる業務の対象は、次のとおりとし、研究活動及び管理運営業務はその対象とすることができない。また、営利目的で実施する業務は対象外とする。

- ①教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）及びそれに付随する各種事務等
- ②社会貢献活動（研究成果普及活動等）
- ③その他所長が認める活動

3. バイアウト経費について

申請者とセンター間で事前に協議して決定する。経費の金額は、業務の代行に必要な要員の雇用経費又は謝金により算出する。ただし、算出が困難な場合は、申請者の給与及びエフォートを参考に算出する。

以上